

中空知衛生施設組合リサイクルクリーン汚泥発酵肥料「美ola」の販売要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中空知衛生施設組合リサイクルクリーンにおいて、分別収集された生ごみをメタン発酵させ、生まれた汚泥発酵肥料「美ola」（以下「肥料」という。）の販売に関し必要な事項を定めるものとする。

(販売の形態等)

第2条 販売の形態は、袋詰とバラ渡しとし、袋詰は1袋15kg、バラ渡しは原則として200kgから取り扱うこととする。ただし、肥料の生産量に応じて販売量を制限することができる。

2 バラ渡しにより肥料の購入を希望する者は、組合に対し、購入を希望する数量を事前に申し込むものとする。

(販売価格)

第3条 肥料の販売価格は、袋詰が1袋400円、バラ渡しが100kgにつき600円とし、いずれの価格も消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、農家で年間30t以上購入する大口利用者においては、利用拡大のため、購入した総量の3分の1を超えない量について、無料とすることができる。

(販売の期間等)

第4条 肥料の販売の取扱い期間及び時間は、中空知衛生施設組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則（平成15年中空知衛生施設組合規則第1号）第12条に定めるリサイクルクリーンに搬入できる日及び時間とする。ただし、春と秋の需要期に合わせて配布を行うときは、この限りでない。

(代金の支払方法)

第5条 袋詰及びバラ渡しの代金の支払は、現金とし、計量票兼領収書（別記第1号様式）により徴収するものとする。

(販売の事務)

第6条 肥料の販売に関する事務は、中空知衛生施設組合事務局が所管する。ただし、事務の全部又は一部を適当と認められるものに委託することができる。

(無償譲渡)

第7条 組合長は、教育機関、公的機関等が使用する場合又は団体等が公共の目的で使用する場合は、当該機関等又は団体等に対し、肥料を無償で譲渡することができる。

2 前項に規定する無償譲渡を受けようとする者は、肥料「美ola」無償譲渡申込書（別記第2号様式）を組合長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和7年2月26日要綱第3号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の中空知衛生施設組合リサイクルクリーン汚泥発酵肥料「美o1a」の販売要綱の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

計 量 票 兼 領 収 書

年 月 日		時 刻	
令和 年度 B-			
品 名	美ola		
購 入 者			
市 町	市・町		
種 類	袋詰 ・ バラ渡し		
重 量	袋 ・ kg		
領 収 額	円		
うち消費税額 等(税率10%)	(円)		

中空知衛生施設組合リサイクル

登録番号：

指定公金事務取扱者

滝川市東滝川760番地1

(連絡先) 0125-75-3800

上記金額を領収しました。

領収日付印

--

肥料「美 o l a」無料譲渡申込書

年 月 日

中空知衛生施設組合長 様

郵便番号
願出者 住 所

団 体 名

(ふりがな)
代表者名

連 絡 先
担 当 者
電 話 番 号

次のとおり無料譲渡を受けたいので申込みします。

搬出予定日時	年 月 日 () 時 分
搬出予定量	() t、 () k g
運搬車両等	軽トラック、() トン車、その他 () 回
施肥の目的	
施肥予定作物等	・ ・ ・
施肥場所及び面積	・場 所 () ・面 積 ()
備 考	

《留意事項》

- 肥料の無償譲渡は、「バラ渡し」となります。
- 搬出曜日及び時間は、木、金、土曜日の午後1時30分～4時00分です。
- 申請後、搬出予定日に変更になった場合は、必ずご連絡下さい。

連絡先 中空知衛生施設組合リサイクルクリーン 電話 0125-75-3800 FAX 75-3801